

枚方市地域防災計画 新旧対照表

NO.	章	節	項目	頁	旧（該当記述）	新（該当記述）	修正理由
1	第2章	第6節	第2	予防 93	<p>第6節 避難体制等の整備 第2 災害時要援護者に配慮した避難所の整備〔福祉部〕</p> <p>方針</p> <p>市は、災害時要援護者を保護するために、福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。</p> <p>また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府をはじめ関係機関と連携し必要な人員の確保に努める。</p> <p>計画</p> <p>1 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定 福祉避難所は、市の所管する施設及び民間の社会福祉施設等の中から選定する。</p> <p><u>2</u> 人材の確保 市は、府をはじめ関係機関と連携し、災害時要援護者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる人材の確保に努める。</p>	<p>第6節 避難体制等の整備 第2 災害時要援護者に配慮した避難所の整備〔福祉部〕</p> <p>方針</p> <p>市は、災害時要援護者を保護するために、福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。</p> <p>また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府をはじめ関係機関と連携し必要な人員の確保に努める。</p> <p>計画</p> <p>1 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定 福祉避難所は、市の所管する施設及び民間の社会福祉施設等の中から選定する。</p> <p><u>2</u> <u>選定施設</u> <u>市立総合福祉会館（ラポールひらかた）</u></p> <p><u>3</u> 人材の確保 市は、府をはじめ関係機関と連携し、災害時要援護者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる人材の確保に努める。</p> <p>※資料 1 - 3 参照</p>	福祉避難所の指定

NO.	章	節	項目	頁	旧（該当記述）	新（該当記述）	修正理由
2	第1章	第2節	—	地震 応急 7	<p>【枚方市災害対策本部の組織】 図中（本部員）</p> <p>枚方寝屋川消防組合職員 （市派遣職員）</p>	<p>【枚方市災害対策本部の組織】 図中（本部員）</p> <p>枚方寝屋川消防組合職員 （消防長の指名する消防吏員）</p> <p>※資料1－4 参照</p>	災害対策基本法の改正
	第1章	第4節	第3	風水 応急 31			
3	第1章	第2節		地震 応急 9	<p>(4) 本部事務局</p> <p>イ 本部事務局の職員は <u>50人以内</u>で、市民安全部危機管理室職員のほか、資料編第5章第2節の4に掲げる部署に所属する職員から、市長があらかじめ任命した職員で構成する。</p>	<p>(4) 本部事務局</p> <p>イ 本部事務局の職員は 50人以内で、市民安全部危機管理室職員のほか、資料編第5章第2節の4に掲げる部署に所属する職員から、市長があらかじめ任命した職員で構成する。</p>	災害の規模に応じた事務局体制とするため
	第1章	第4節	第3	風水 応急 33			